

○調布市教育委員会表彰規程

昭和55年2月8日教育委員会訓令第1号

改正

平成11年11月26日教委訓令第8号

平成22年6月25日教委訓令第3号

調布市教育委員会表彰規程

調布市教育委員会表彰規程（昭和39年調布市教育委員会規程第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、調布市の教育及び文化の振興発展に貢献し、かつ、その功績が顕著な者及び他の模範とするに足る成績又は行為のあった者を表彰するために必要な事項を定めるものとする。

（児童・生徒の表彰）

第2条 調布市教育委員会（以下「委員会」という。）は、調布市立学校（以下「学校」という。）に在学する児童又は生徒で、次の各号の一に該当するものを表彰する。

- （1）教育上特に推賞に価する善行のあったもの
- （2）有益な調査、研究をしたもの
- （3）体育、芸能等の文化活動において、特に優秀な功績のあったもの
- （4）前3号に掲げるもののほか、委員会が表彰することを適当であると認める成績又は行為のあったもの

（学校等の表彰）

第3条 委員会は、学校又は学校に勤務する教職員で、次の各号の一に該当するものを表彰する。

- （1）学習指導、生活指導、特別活動、健康教育及び共同研究において顕著な成果が認められたもの
- （2）前号に掲げるもののほか、委員会が表彰することを適当であると認める成果があったもの

（個人・団体の表彰）

第4条 委員会は、前2条に規定するものを除くほか、市内に在住又は勤務する者及び市内に所在する団体で、次の各号の一に該当するものを表彰する。

- （1）教育、文化、学術の発展に貢献し、特に功績があったもの
- （2）社会教育、社会体育その他文化活動において、特に優秀な成績をあげたもの
- （3）前2号に掲げるもののほか、委員会が表彰することを適当であると認める業績又は行為のあったもの

(表彰の方法)

第5条 表彰は、委員会事務局各課（室を含む。）、学校その他教育機関の長が推薦し、委員会の議を経て適当と認めたものに、表彰状を授与する方法により行う。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、必要に応じ随時行う。

(記念品の贈呈)

第7条 第5条に規定するもののほか、委員会が適当と認めたときは、記念品を贈呈することができる。

附 則

この訓令は、昭和55年2月9日から施行する。

附 則（平成11年11月26日教委訓令第8号）

この訓令は、平成11年12月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日教委訓令第3号）

この訓令は、公布の日から施行する。